

[事案 22-155] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 1 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

虚偽の説明、不十分な説明により、申立人の希望や収入に適合しない保険に、契約転換させられたとして、転換契約の無効を求め、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 11 月に、被転換契約（終身保険）から、申立契約（利率変動型積立保険）に契約転換した。3 年後に定年退職することが分かっていたのに、保険料が高額で保険料の大部分が掛け捨てに回る内容の、貯蓄性の希望や収入に適合しない保険を契約させられて、解約せざるを得なくなった。また、昼休み時間の僅か 15 分程の短時間で、10 年後に保険料が倍になるなどの不都合な点の説明がないままに、不十分な説明により契約させられた。

これらは、保険業法第 300 条に違反するので、主契約部分を除き、申立契約の契約時の保険料と被転換契約の保険料の差額の返還を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立契約の転換に際して、設計書等にて転換内容を説明のうえ、「ご契約のしおり 定款・約款」等を手交し、申立人が「保険契約転換申込書」に自署押印している。
- (2) 転換に至る経緯は、被転換契約が数年後に更新を迎え、大幅に保険料がアップすること、医療保障のレベルアップ、貸付金の清算等を目的に転換することとなったものであり、申立人のニーズに合致した適正な内容になっている。
- (3) 申立契約は、契約後約 4 年半が経過し、その間、「契約内容通知」にて契約内容を毎年通知している。
- (4) 平成 22 年 8 月には、契約有効を前提に契約変更手続をされており、契約は現在も有効に継続している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容に基づき、下記のとおり審理した結果、和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条第 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意を得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 裁定審査会の判断

- (1) 申立人は、保険業法違反を主張しているが、申立契約の効力には、直接関係ないので、民法 95 条の錯誤の主張と解し、この点について検討する。
- (2) 本件においては、以下の事実が認められる。

申立人は、昭和 49 年に、保険会社との間で、生命保険契約を締結し、以後 4 回の転

換を重ね、平成 18 年 11 月、被転換契約から申立契約に転換した。

転換時に、募集人は、申立人に対して「設計書（契約概要）」を交付し、20 分程度の説明を行っており、申立人は「保険契約書転換申込書」に自ら署名している。

また、申立人は、平成 22 年 8 月、申立契約につき、主契約の部分を増額し、定期保険特約を減額する契約変更を行っている。

(3) 申立人は、転換が錯誤であるとの主張をしているものと解されるが、事情聴取によれば、その主張する錯誤の内容は以下のとおりである。

①60 歳になって定年を迎えるので、主契約の部分の積立がしたかったのに、主契約の部分がほとんどない保険に加入させられてしまった。

②転換についての十分な説明がないため、転換（下取り）価格の主契約への充当金額が少なくなってしまう保険に加入させられてしまった。

(4) これらの錯誤については、いわゆる「動機の錯誤」であると解され、申立人が動機を表示しているときのみ、要素の錯誤となると考えられる。

そこで、上記の点について、申立人が何らかの形で、募集人に告げたかという点が問題となるが、申立書、証拠及び申立人の事情聴取によっても、上記の動機を募集人に告げたという事実は窺えない。

よって、申立人主張の錯誤が、要素の錯誤であったと考えることは困難である。

(5) 仮に、申立人主張の錯誤が要素の錯誤であったとしても、申立人には、以下のとおり重大な過失があったと解釈される。

①申立人が、転換時に、交付を受けた設計書には、「毎回の積立額（月払）」、「転換による充当価格の金額」、「保障部分の保険料の額」「主契約への積立額」および「払込合計額」等の記載がある。また、転換比較表には、主契約が終身保険から積立タイプに変わることが明記されており、【基本転換】と【保障充実転換】にそれぞれの説明が記載されている。

②申立人は、設計書を受け取り、それを開いて説明を受けながら、設計書を読んでいたと言っているが、契約を締結するにあたり、そのような申立人の態度には、重大な過失があったと言わざるを得ない。

(6) しかし、募集人の説明が 20 分程度と短く、主契約を終身保険から積立タイプに変更する点の説明等が十分に行われたか否かの点に疑問が残ること、提案にあたって、適合性に問題があるように思える等の点で、（申立人の希望や状況を聞かず、3 年後に定年を迎える申立人に適合している保険商品を勧めていないことなどの点で）募集人の勧誘態度にも問題があったと考えられる。